

Title	〔商法六五三〕 合同会社の業務執行社員が他の業務執行社員に対する監視義務違反を理由に会社法五九七条に基づく責任を負うとされた事例 (東京地判令和五年三月二九日)
Sub Title	
Author	南, 健悟(Minami, Kengo) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2024
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.97, No.12 (2024. 12) ,p.107- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20241228-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 六五三〕

合同会社の業務執行社員が他の業務執行社員に対する
監視義務違反を理由に会社法五九七条に基づく責任を
負うとされた事例

東京地判令和五年三月二十九日
平成三〇年(ワ)三三三九〇号損害賠償請求事件
DI-Law29077432

〔判示事項〕

合同会社の業務執行社員及びその職務代表者につき、他の業務執行社員に対する監視・監督を一切行わず、職務を行うについて重大な過失があったものと認められ、会社法五九七条に基づく責任を負うものというべきである。

〔参照条文〕

会社法五九三条・五九七条・五九八条

〔事実〕

一般社団法人被告Y₃（被告代表理事Y₁）は、平成二五年四月頃から、福島復興支援太陽光発電プロジェクトとして、福島県内に二〇区画の太陽光発電設備を設置することとし（以下、「本件二〇区画」という。）、同プロジェクトに参加する者を募集していた。原告X₁らは、本件二〇区画のうち二筆の土地（以下、「本件土地」という。）に設置することが予定されていた六区画（以下、「本件六区画」という。）の太陽光発電設備の各一区画において太陽光発電事業を行

うため、 X_2 協会（代表者理事 A）は本件六区画のうちの第八区画において、 X_1 は本件六区画のうちの第二区画において、それぞれ太陽光発電事業を行うこととなった。

X_2 協会は、平成二六年三月一二日、 Y_3 及び本件土地の所有者である D との間で、以下のような内容の契約（以下「本件三者契約一」という。）を締結した。すなわち、① X_2 協会は、D から本件土地を賃借した上で、本件土地上に太陽光発電設備を設置して発電事業を行うとともに（以下、本件土地上で行われる太陽光発電事業を総称して、「本件事業」といい、本件事業に基づき本件土地上に設置された太陽光発電設備を総称して「本件設備」という。）、東北電力株式会社との間で売電契約を締結すること、② Y_3 は、 X_2 協会から本件事業の運営について業務委託を受けて本件事業を遂行するとともに、 X_2 協会と D との間の賃貸借契約について X_2 の D に対する賃料支払債務の収納代行業務を行い、同債務について連帯保証すること、③ X_2 協会は、 Y_3 に対し、本件三者契約一の締結後、金融機関からの融資金を事業費の支払に充てる場合は融資を受けた日に、本件事業に係る費用として一五〇〇万円を支払うこと、④ X_2 協会は、やむを得ない事情により、 X_2 協会と Y_3 との間の契約の解除を余儀なくされた場合には、 Y_3 に対し、 X_2 協会が保有する本件

設備及び賃借権の買取りを求めることができるとされていた。そして、 X_1 もまたこれと同様の内容の契約を締結した（以下、「本件三者契約二」といい、本件三者契約一と併せて「本件各三者契約」という。）。 X_2 協会は、平成二六年七月二五日に、 X_1 は、平成二六年一〇月二日に、 Y_3 から本件事業にかかる費用の請求業務の委託を受けた有有限会社 B に対し、それぞれ本件事業に係る費用（各一五〇〇万円）を支払った。

ところが、 Y_3 は、平成二六年九月時点で本件二〇区画の太陽光発電を一区画も完成できておらず、当初の予定より大幅に遅れており、平成二六年一〇月から平成二七年五月にかけて、本件六区画の事業者に対して工事の遅延を謝罪する書面を送付した。 Y_1 は、本件各三者契約締結の当時から Y_3 の代表者を務めていたが、平成二六年頃から、代表者としての事務を一切行わないようになり、B の取締役である E や被告 Y_2 が代わりに行うようになっていた。また、本件二〇区画の太陽光発電設備の設置工事は当初は被告 Y_1 がこれを行っていたが、このころには、 Y_4 も同工事を全く行わない状態になり、 Y_1 及び Y_4 は本件事業に事実上関与しない状態となった。このため、 Y_3 は、平成二七年一月一日、被告同会社 Y_5 に対し、本件二〇区画の太陽光発電設

備設置業務のうち、企画、設計、土木、設置工事及びこれらに関わる事務等を委託した。このような状況の下で、 X_2 協会代表者は、本件事業から即刻手を引きたいと考えており、 X も同じ意向である旨の意見を述べた。そこで、 Y_3 は、平成二八年二月二〇日頃、 X らに対し、本件各三者契約のうち Y_3 と X らの契約を解除したい旨、解除する場合には、未完成の太陽光発電設備については Y_3 が買い取る旨、 Y_3 は、 X らに対し、各自一六五〇万円（以下、「本件解約金等」という。）を支払う旨を伝えたことを受けて、平成二八年三月四日に合意に至った（以下、「本件各合意」という。）。

Y_5 社は、平成二八年三月四日、株式会社 C との間で、建設途中となっている本件設備の工事を完成させたうえで、本件設備を C に譲渡する旨の契約（以下、「本件混合契約」という。）を締結し、 C から Y_3 の銀行預金口座に九八四九万六〇〇〇円が振り込まれ、その後、 Y_3 が費消した。

Y_2 は、平成二八年三月七日に X_2 協会代表者に対して、本件各合意に基づく解約手続きを現在進めていることなどをメールで伝えた。 E は、平成二八年四月五日、 Y_3 と Y_5 社との間で譲渡証明書と題する書面を取り交わすために、 Y_1 の下を訪れた。同書面は、 Y_3 が X_2 協会に対する本件解約金等の返金手続きを Y_3 に委託することや、 Y_3 は誠意をもって返

金することを内容とするものであった。もともと、 Y_2 は太陽光発電設備の譲渡証明書に同年四月末までに送金すると記載があることを理由に拒絶した。

そして、 Y_2 は、平成二九年一月頃、「 Y_3 代表社員 Y_6 」名義で、 X_2 協会代表者及び X_1 に対し、「今年の二月にあまりに完成が遅れた物件について事業者の希望があれば解約を受け、返金、解約されたのちに、事業者にきちんと引き渡しができる状況に設備の工事を進めたのち、別の事業者に引き渡しをし、その事業者からは現状の契約よりも高値で販売することで少しでも手当てができる方法を Y_3 では決定をし、 X_1 様とも解約で合意いたしました。」との記載内容を含む手紙を送った。

Y_5 社、 Y_6 又は Y_2 は、平成二八年七月一日から平成二九年六月三〇日にかけて、 X_2 協会に対し、合計三十一万円を支払い、さらに、平成二八年七月四日から平成二九年六月三〇日にかけて、 X_1 に対し、合計二五〇万円を支払ったが、それ以上の金額は支払われなかった。

そこで、 X_2 協会及び X_1 が、 Y_3 、 Y_5 社及び同社業務執行社員である Y_4 とその職務代行者 Y_1 、そして、同社業務執行社員である Y_6 とその職務代行者 Y_2 に対して民法七〇九条等及び会社法五九七条に基づく責任を追及する訴えを提起した。

〔判旨〕

請求認容

① Y₃等はXらに対する不法行為責任を負うか

「本件混合契約は、Y₃が売主となっているものの、Y₃の本件六区画の事業者に対する弁済原資を捻出することを主たる目的として締結されたものであり、同契約の売主がY₃になっているのは、EがY₂に対して本件設備等の売却を依頼したのに対し、Y₂がY₃名義での売却を条件にこれを引き受けたからに過ぎないものと認められる……。……本件六区画の事業者、Y₂及びEの間では、本件混合契約に基づく譲渡代金については、まずは本件六区画の事業者に対する支払に充てることが当然の前提とされていたものと認められる。また、……。Y₂は、Y₅社の代表社員であるY₆の代表取締役兼職務執行者として、本件設備の完成及び売却に関する業務を遂行してきたものと認められる。……。Y₃が本件混合契約に基づく譲渡代金を費消した行為……。は、本件優先合意に反するものであつて、Xらに対する不法行為に該当する。また、……。同不法行為は、Y₅社の代表社員であるY₆、ひいてはその代表取締役兼職務執行者であるY₂が本件優先合意に反することを知りながら故意に行つたものと認められるから、Y₆及びY₂も民法七〇九条に基づき不

法行為責任を負うことになる。」

② Y₁及びY₄は会社法五九七条に基づく損害賠償責任を負うか

「Y₄はY₅社の業務執行社員として、また、Y₁はY₅社の業務執行社員であるY₄の職務執行者として、Y₂(Y₅社の代表社員であるY₆の代表取締役兼職務執行者)が本件優先合意に違反して、Xらに損害を生じさせないよう適切に監視・監督すべき義務を負っていたものといえる。そして、前記認定の事実経過等に照らせば、Y₄及びY₁は、本件優先合意に従つて、本件混合契約に基づく譲渡代金が優先的に本件六区画の事業者に対する支払に充てられるようにするための措置を講ずることが十分に可能であつたと認められるところ……。Y₄及びY₁は、正当な理由なく、平成二六年頃には本件事業に事実上関与しない状態となり……。Y₂に対する監視・監督を一切行つていなかったものと認められる。

したがって、Y₄及びY₁には、Y₅社の業務執行社員又はY₅社の業務執行社員であるY₄の職務執行者としての職務を行ううについて重大な過失があつたものと認められ、会社法五九七条に基づき責任を負うものというべきである。」

〔研 究〕

一 本判決の意義

本判決は、太陽光発電設備の設置及び事業に係る契約に関連して、当該契約に基づく譲渡代金を故意に費消する不法行為をなした合同会社において、それを主導した業務執行社員に対して、他の業務執行社員及びその職務執行者が、監視・監督を一切行わなかったことにつき、会社法五九七条に基づく責任を認めたものである。

以前より、再生エネルギーの固定価格買取制度の導入も相俟って、再生可能エネルギー事業のための合同会社の利用が見られる。太陽光発電を含む再生可能エネルギーによる発電事業を行うため、当該事業のみを行う特別目的会社の設立がなされ、その会社について、出資者の有限責任性を確保するため、そして、倒産時に会社更生法の適用を受けないため、合同会社形態で営まれることが多いという（太田達也『合同会社の法務・税務と活用事例（改訂版）』（税務研究会出版会、二〇一九年）二四一頁～二四五頁）。本件は、そのような再生可能エネルギー事業のための合同会社を巡って生じた紛争の一つであると思われる。

従来、合同会社の業務執行社員は、株式会社社の取締役と異なり、他の業務執行社員に対して監視義務は負わないと

する見解も見られたところ、本件は、合同会社の業務執行社員が他の業務執行社員に対する監視義務違反を理由に、会社法五九七条に基づく責任が認められた一事例として位置づけられる。従前、合同会社の業務執行社員の監視義務に関する裁判例は少なく、加えて、判例研究もほとんどされていないことから、本判決を検討する意義があると考えられる。さらに、本件では、会社法五九七条に基づく業務執行社員の責任に関して、法人たる業務執行社員に加えて、その職務執行者についても、同条に基づく責任が認められた事例であるが、法人業務執行社員及びその職務執行者の会社法五九七条に基づく責任が争われて公表された事例も多くはなく（例えば、東京地判平成二五年二月一日先物取引裁判例集六八号三四七頁等）、その点を検討することについても重要な意義を有すると思われる。

なお、本判決では、本件混合契約に基づく譲渡代金を費消した行為が不法行為を構成するか否かについては、ひとまず検討の対象外とし、合同会社の業務執行社員の監視義務違反及び業務執行社員の職務執行者の第三者に対する責任を検討するために必要な範囲で考察する。

二 会社法五九七条の趣旨・適用範囲

本件は、合同会社の業務執行社員が会社をして故意の契約違反により譲渡代金を費消した行為が不法行為に当たり、合同会社のみならず当該業務執行社員もまた不法行為責任を負い、さらに、当該業務執行社員に対する監視義務違反に基づいて他の業務執行社員もまた第三者に対する損害賠償責任を負うとされた事例である。本件の事実関係を見る限り、業務執行社員の監視義務違反により、第三者に対して直接的に損害を生じさせたものであり、従来の取締役の対第三者責任の文脈におけるいわゆる直接損害に係る事案であると考えられる。そうすると、そもそも本件のような事案においても会社法五九七条に基づく責任が生じるのか問題となる。

会社法五九七条は、業務を執行する有限責任社員がその職務を行うについて悪意または重過失により第三者に対して損害を生じさせた場合には、当該第三者に対して損害を賠償しなければならない旨を定めている。いわゆる有限責任業務執行社員の第三者に対する責任である。本条の趣旨については、基本的に会社法四二九条一項の取締役の第三者に対する損害賠償責任と同じであると説明されている（相澤哲Ⅱ葉玉Ⅱ郡谷大輔編著『論点解説 新・会社

法―千問の道標』（商事法務、二〇〇六年）五七八頁～五七九頁、宍戸善一「持分会社」ジュリスト二二九五号一―三頁（二〇〇五年）、江頭憲治郎Ⅱ中村直人編『論点体系 会社法4―株式会社Ⅳ・持分会社』（稼川泰史）（第一法規、二〇二一年）四四二頁、森本滋編『合同会社の法と実務』（大口敬）（商事法務、二〇一九年）一七一頁）。したがって、会社法四二九条一項と同様と解するならば、業務執行有限責任社員が会社に対して悪意・重過失により任務を怠った結果、第三者に対して損害を生じさせた場合に、当該業務執行社員が責任を負うということになろう。もともと、従来、本条は会社法四二九条一項と異なり、第三者の損害については、いわゆる間接損害に限定されると解する立場が有力に唱えられていた（前田庸『会社法入門（第一三版）』（有斐閣、二〇一八年）八四八頁）。すなわち、立案担当官は、有限責任社員は、自らの責任が限定されるため、会社財産が不足している状況でも、早期に倒産手続へ移行するということに対するインセンティブが働かず、第三者に対して損害を生じさせる可能性があることから、その弊害を防止するために設けられたものであり、間接損害に対する責任である旨説明する（相澤Ⅱ葉玉Ⅱ郡谷・前掲五七九頁）。したがって、このような立場に与する場合、会社

法四二九条一項につき、株式会社の取締役は、第三者のいわゆる間接損害及び直接損害のいずれについても責任を負うとされる一方（最判昭和四四年一月二六日民集二三卷一一号二一五〇頁参照）、持分会社の業務執行有限責任社員については直接損害に対して会社法五九七条に基づく責任を負わないということになる。そうすると、本件のように直接損害事例として位置づけられる場合には、そもそもY₁及びY₂につき監視義務違反が認められようとも会社法五九七条に基づく責任を認めることはできないようにも思われる。しかしながら、会社法四二九条一項の趣旨それ自体の当否はひとまず措くとしても、少なくとも本条が会社法四二九条一項と同趣旨であるならば、間接損害に限定される必要はないと考えられる。例えば、従来、直接損害事例の典型例として考えられてきた支払見込みのない約束手形の振出のような事案は、有限責任であることを奇貨として、会社財産が不足している場合に行われる事例としても捉えられ、上記のようなインセンティブが働かず、その弊害を防止する必要があるが、このことは合同会社の場合であっても同様であり、株式会社取締役と別異に解する必然性はないように思われるからである（なお、無限責任社員については会社自身が債務を負担するのであれば、債権者に

対して直接責任を負うことから特段問題は生じず、本条が業務執行有限責任社員のみ責任を負わせたこととも不整合ではない（弥永真生『非公開会社・小規模会社の会社法の基本』（税務経理協会、二〇一三年）二六頁参照）。したがって、会社法五九七条の適用範囲は、株式会社の取締役に係る会社法四二九条一項と同じであると解することができる（椋川・前掲四四三頁）、本件のような事案でも適用されるものと考えられる。

実際、従来の会社法五九七条の適用が争われた裁判例においても、直接損害事例であることを根拠に同条の適用が否定されているわけではない（例えば、前掲東京地判平成二五年二月一日、奈良地判平成二六年六月二〇日先物取引裁判例集七一号二五三頁等）。そうすると、本判決が、少なくとも従来の学説が示したような間接損害に限定して会社法五九七条の適用を認める立場に与せず、業務執行有限責任社員の対第三者責任を肯定したことは適切である。

三 合同会社の業務執行社員と監視義務

(1) 監視義務の根拠

本件は、不法行為を行った代表社員である業務執行社員及びその職務代表者に対して、他の業務執行社員が監視・

監督を一切行っていないかったとして、当該業務執行社員につき会社法五九七条に基づく責任が認められた事例である。Xから「(業務執行社員は) 他の代表社員が違法行為を行わないよう、他の代表社員を適切に監視・監督すべき義務を負っているところ、……不法行為を抑止しなかった」旨主張していることに対応して、「Xらに損害を生じさせないよう適切に監視・監督すべき義務を負っていた」と述べた上で、「Y₁及びY₂は、正当な理由なく、平成二六年頃には本件事業に事実上関与しない状態となり……、Y₂に対する監視・監督を一切行っていないかった」として、任務懈怠を肯定していることからすると、合同会社の業務執行社員についても、株式会社の取締役と同様に、他の業務執行社員に対する監視義務を肯定したものと考えられる。

しかしながら、従来、合同会社の業務執行社員については、株式会社の取締役と異なり、他の業務執行社員に対して監視義務を負うものではないとする見解が有力に唱えられてきた。すなわち、「持分会社の社員は、取締役会設置会社の取締役とは異なり、他の社員の業務の執行について、その適正性を要求する権利はあるものの、その適正性を確保するための義務、いわゆる監視義務まで負うものではない」といわれている(相澤＝葉玉＝郡谷・前掲五七九頁)。

同旨、神田秀樹編『会社法コンメンタール14―持分会社(1)』(尾関幸美)(商事法務、二〇一四年)一七三頁、太田・前掲六〇頁(六一頁)。したがって、会社法五九七条の「その職務」の範囲については、株式会社の取締役とは異なると指摘されてきた(相澤＝葉玉＝郡谷・前掲五七九頁、奥島孝康＝落合誠一＝浜田道代編『新基本法コンメンタール・会社法3(第二版)』(今泉邦子)(日本評論社、二〇一五年)二四頁)。そうすると、業務執行社員は他の業務執行社員に対して、その業務及び財産の状況を調査することはできるが(会社法五九二条一項参照)、当該業務執行を是正することを求めるなどの監視義務ではないことになる。このことを前提とすると、本件のように、たとえ、他の業務執行社員の任務懈怠があったとしても他の業務執行社員は監視義務に基づく責任を負わないということになる。

この点、まず、従来の合同会社の裁判例のうち、業務執行社員の他の業務執行社員に対する監視義務が争われた事例を概観すると、業務執行社員の監視義務を否定した事例は、少なくとも管見の限り、見当たらない。合同会社の業務執行社員の他の業務執行社員に対する監視義務が争われた事例の多くは、投資詐欺に関するものであるが、いずれ

も肯定されている（東京地判平成二八年一月二六日先物取引裁判例集七五号五二六頁、東京地判平成二九年一月二二日D1-Law29047626、東京地判令和四年一月一九日D1-Law29068731、東京地判令和四年一月二一日D1-Law29068994、東京地判令和五年三月七日D1-Law29077935。なお、従業員等に対する監督義務及び内部統制構築義務を認めた事例として、東京地判令和四年三月二五日D1-Law29069777がある）。例えば、それらの裁判例のいくつかは、「〔被告業務執行役員〕は、……その地位に基づき、〔他の〕被告〔業務執行社員〕が代表者として被告〔合同会社〕の業務を適法に遂行しているかを監視すべき義務を負っていた」（前掲東京地判平成二八年一月二六日、前掲東京地判平成二九年一月二二日）と判示している。また、業務執行社員の他の業務執行社員に対する監視義務の根拠について、前掲東京令和四年一月一九日は「被告〔業務執行社員〕は、〔合同会社〕の業務執行社員として、〔合同会社〕の代表社員であるAが違法な業務執行を行わないよう監視・監督する義務を負っていたというべきである……（会社法五九三条一項、二項参照）」と述べており、参照条文から推測すると、業務執行社員の善管注意義務・忠実義務に求められている。また、前掲東京地判

令和五年三月七日は「会社の業務を監視すべき職務上の注意義務を怠ったというべきである」としたうえで、「業務執行社員が、他の者に会社業務の一切を任せきりとし、その業務執行に何等意を用いることなく、ついにはそれらの者の不正行為ないし任務懈怠を看過するに至るような場合には、自らもまた悪意又は重大な過失により任務を怠ったものと解するのが相当である……（最判昭和四四年一月二六日・民集二三卷一一号二一五〇頁参照）」と判示し、同最高裁判例を根拠にしている。

従前、合同会社の業務執行社員の監視義務を否定する見解は、取締役会設置会社の取締役との違いを強調する。すなわち、取締役会設置会社の取締役の場合には、個々の取締役に対する監督権限（会社法三六二条二項二号）を有する取締役会の構成員として他の取締役を監視する義務があると解されており（最判昭和四八年五月二二日民集二七卷五号六五五頁参照）、それとの比較からすれば、合同会社においては取締役会のような会議体を設置することがない以上、上記のような違いとなって現れるのも否定し得ない。しかしながら、取締役会非設置会社においては各取締役の負う適正業務執行義務から導かれるとの説明が従前からなされているし（江頭憲治郎『株式会社法（第九版）』（有斐

閣、二〇二四年）四二五頁、藤田友敬「取締役会の監督機能と取締役の監視義務・内部統制システム構築義務」尾崎安央・川島いづみ・若林泰伸編『上村達男先生古稀記念——公開会社法と資本市場の法理』（商事法務、二〇一九年）三七二頁（注四〇）参照）、また、従来、取締役会が設置されていない有限会社の取締役についても、その業務執行権限を根拠に他の取締役に対する監視義務が肯定されてきた（山本爲三郎「有限会社の取締役の監視義務について」法学研究六〇巻一二号一二五頁（一九八七年）。確かに、合同会社においては株式会社の取締役に相当する機関が設置されないため、前掲最判昭和四八年五月二二日のように取締役会の監督権限を根拠にするような論理は妥当しない。しかし、定款に別段の定めがない限り、合同会社の社員には業務執行権限が認められ（会社法五九〇条一項）、当該業務執行権限に基づいて他の業務執行社員に対する監視義務を負うと解することは充分可能であると考えられる（永石一郎「合同会社の業務執行社員の第三者責任」田邊光政ほか編『今中利昭先生傘寿記念——会社法・倒産法の現代的展開』（民事法研究会、二〇一五年）一七五頁参照）。また、実質論としても、業務執行社員は会社財産を管理し、取締役と同様に善管注意義務・忠実義務を負っているし

（会社法五九三条一項、二項）、合同会社の業務の執行は各自が無関係に行うのではなく、連携することが求められることからすれば、他の業務執行社員の不正行為等を知ったときは、その是正のために適切に対応しなければならぬものと考えられる（森本編〔森本滋〕・前掲四一頁）。加えて、監査役などの監査機関を有しない合同会社においては、複数の業務執行社員がいるような場合、相互に適切な監視をしなければ適正な業務執行が行われない可能性がある。そうすると、少なくとも、合同会社の業務執行社員につき、他の業務執行社員が不正行為等を行っているような場合には、適切に監視は正すべきであると考えられ、本判決は特段その根拠を示してはいないものの、他の業務執行社員の不法行為（民法七〇九条）に対する監視義務を肯定した点は首肯できる。

(2) 監視義務の範囲

次に問題となるのは監視義務の範囲である。本判決は、本件混合契約に基づく代金について、本件六区画の事業者に対する支払いに充てることが当然の前提となっており、その旨の合意が成立していたことを認定した上で、故意に当該合意を反故にしたことで不法行為の成立を認めている。

そもそも本件においては、Y₁が代表理事をつとめるY₃が太陽光等の再生可能エネルギーによる発電事業に係るプロジェクトに参加する者を募集し、それとの関連で本件混合契約が締結されているにもかかわらず、Y₅の業務執行社員であるY₄及びその職務執行者Y₁は、上記プロジェクトを主導する立場でありながら、太陽光発電設備の設置工事も全く行わず、事実上本件における事業に関与しない状態となっており、半ば途中でプロジェクトを放り出していったような状況であったように思われる。そのような状況の下で、Y₅の他の業務執行社員が本件混合契約に基づく譲渡代金を費消するという不法行為にとるべき義務があったといえよう。やはり適切な対応をとるべき義務があったといえよう。それにもかかわらず、他の業務執行社員に対して何らの監視・監督を行っていないということからすれば、監視義務を尽くしたとは到底言えないであろう。この点において、業務執行社員の任務懈怠（監視義務違反）が認められると考えられる。

なお、この点、業務執行社員その他の業務執行社員に対する監視義務との関連で、信頼の原則となるかもしれない。確かに、Y₅の業務執行社員であったY₆及びその職務執行者Y₂が適切な業務執行を行っていたことを信頼し、当

該不法行為につきY₄及びY₁が認識できなかったのであれば監視義務違反が認められないとの結論もあり得るところである。実際、従来の裁判例において業務執行社員の監視義務が争われた事例を見ると、投資詐欺を行っているようなケースで、代表社員の不適切な投資勧誘の内容及び状況を認識していたということから、監視（監督）義務を果たす機会がなかったとは考えられないとして、他の業務執行社員の不正行為等に対する認識に着目するものもある（前掲東京地判令和四年一月二二日）。そのことと比較すると、本件では、他の業務執行社員の不法行為について認識していた、もしくは認識できたのが示されておらず、監視義務違反を認めることについて否定的な評価もあり得るところである。しかし、前述したように、今回の太陽光発電等に関するプロジェクトはY₁が主導して始めたにもかかわらず、それを途中で投げ出してしまっている状態という特殊事情があり、事業それ自体に関与しなくなったという事実関係を前提とすると、他の業務執行社員が具体的に何をしていたのかを知らずに業務執行していたと考えることは適切ではないと考える（本判決は、この部分に関して「前記認定の事実経過等に照らせば」と判示しており、本件における具体的事実関係を踏まえて義務違反を判断していると

思われる)。また、もし、このようなことが肯定されるのであれば、業務執行社員として他の業務執行社員を一切監視せずに、他の業務執行社員の不正行為等につき知らぬ存ぜぬを突き通すことで責任を免れることになってしまいうからである。実際、名目的業務執行社員とも評価し得る事例において、他の者に会社業務の一切を任せきりにして、その業務執行に何等意を用いることなく、不正行為を看過するに至った事案においても責任が認められており(前掲東京地判令和五年三月七日)、この点からしても、本判決の判断に異論はない。

(3) 監視義務違反と損害発生との因果関係

また、本判決は、「例えば、Cから本件六区画事業者に譲渡代金が直接支払われるようにしたり、それが無理である場合には、本件六区画の事業者がその支払を受けた後に本件土地の賃借権設定登記が抹消されるようにしたりするなどの措置を講ずることが考えられる」とも指摘しており、監視義務違反と損害発生との因果関係に関しても、具体的な方策にも触れていることは適切であると考ええる。

四 法人業務執行社員と職務執行者の責任の関係

本件では、法人業務執行社員及び職務執行者の責任が同時に認められている。本判決は、「Y₁及びY₁には、Y₅社の業務執行社員又はY₅社の業務執行社員であるY₄の職務執行者としての職務を行うについて重大な過失があった」と判示して、法人業務執行社員とその職務執行者が同時に責任を負うことを示す。このような判示は、本件に特有のものではなく、従来の裁判例でも見られるところである(前掲東京地判平成二五年二月一日。なお、法人業務執行社員の除名の訴えが争われた事例として、東京地判令和三年一月二九日金判一六四一号五〇頁参照)。

会社法五九八条二項は、法人業務執行社員が選任した職務執行者についても、合同会社に対して善管注意義務・忠実義務を負い(会社法五九三条一項、二項)、また、対第三者責任(会社法五九七条)も負う旨を定める。その趣旨として、合同会社と職務執行者との間には、基本的に契約関係がないものの(ただし、橡川・前掲四二八頁は、種々の義務負担を伴う法的地位に就く場合には当事者の同意が必要であることから、合同会社と職務執行者との間には同意が必要であると述べる)、法人業務執行社員の業務執行は、自然人である職務執行者を通じて行われるため、職務

執行者に対してもまた業務執行社員と同様の義務を負わせなければ、規制の実効性を欠くことになるからであると指摘されている（相澤＝葉玉＝郡谷・前掲五八一頁、尾関・前掲一七五頁）。

この点に関して、平成二九年改正民法に伴う履行補助者の過失に関する問題と相俟って議論されている。その議論の中には、「職務執行者が不正の行為を行ったり、過失により持分会社や第三者に損害を負わせた場合に、業務執行社員自身の不正の行為、あるいは任務懈怠行為があったと判断するか否かについては、その不正の行為あるいは任務懈怠行為を抑止するために任用契約により受任者として負う善管注意義務（五九三条一項）を尽くしていたかにより決せられ」との見解も見られた（椋川・前掲四四七頁）。この見解は、合同会社と職務執行者との間に直接的に任用契約があることを前提としているが、ここでは法人業務執行社員と職務執行者の責任が異なり得ることを示唆する。また、職務執行者に任務懈怠がある場合、法人業務執行社員もまた責任を負うのかについては、その職務執行者と法人業務執行社員との契約の種類や内容に応じて異なる可能性がある旨が指摘されている（江頭憲治郎＝門口正人『会社法大系(1)「会社法制・会社概論・設立」』（菅尋史）（青

林書院、二〇〇八年）三七九頁）。他方で、会社法制定時においては、職務執行者に任務懈怠が認められる場合には、法人業務執行社員もまた同時に責任を負うとの説明も見られる（清水毅「持分会社に関する諸論点」T&A master 一九一号二三頁（二〇〇六年））。また、会社との関係では、当該法人の代表者の職務執行行為に準ずる法人業務執行社員の職務執行とみなされ、職務執行者に任務懈怠が認められれば、当然に法人業務執行社員の任務懈怠となり、第三者責任も負うとの立場もある（森本編（森本）・前掲四四頁）。

もつとも、いずれの見解に与したとしても、職務執行者が法人業務執行社員の代表者である場合には、職務執行者の任務懈怠が認められると、法人業務執行社員もまた会社法三五〇条に基づき責任を負うものと考えられる（神作裕之「会社の機関―選択の自由と強制」商事法務一七七五号四七頁（二〇〇六年））。したがって、本件において、Y₁は、Y₅社の法人業務執行社員であるY₄の代表権を有する取締役であることからすれば、Y₁の任務懈怠によって、同時に法人業務執行社員であるY₄の責任も認められよう。そうすると、本判決のこの点についての判旨も妥当である。